

国家賠償法に基づく求償権の行使について

桐生市を被告として提訴された前橋地方裁判所令和6年(ワ)第193号及び同第520号の国家賠償請求事件について令和7年11月20日に和解が成立し、同年12月19日に原告らにそれぞれ40万円、合計120万円の解決金を支払いましたが、本件国賠事件の事案対象期間である令和3年度から同5年度までの間の福祉事務所長であった元職員に国家賠償法第1条第2項の規定による求償権を行使しました。

■ 求償権行使の相手方 元職員

■ 求償権行使の理由

過度な分割手渡しの指示や生活扶助費一部不支給の容認など当時の所長の関与度や影響度を勘案すると、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができたところ、漫然とこれを見過ごして、注意欠如の状態で業務を遂行していたと言わざるを得ず、当時の所長には重大な過失があったと認定し、元職員に対する求償権を有すると判断したため。

■ 求償額 60万円（原告に支払った解決金の2分の1）

■ 求償権行使の通知年月日 令和8年3月12日

■ 納付期限 令和8年3月31日 ※令和8年3月13日付けで納付されています。

■ 根拠法令 国家賠償法（昭和22年法律第125号）抜粋

第1条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

2 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があったときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。



【問い合わせ】
保健福祉部福祉課保護係
TEL 0277-44-8238